



KULS ニュースレター No. 57

INDEX

- 刑法の一部改正について
- 司法試験法の一部改正について
- キャンパスライフ

● 刑法の一部改正について ●

昨年開かれた第185回国会で、自動車運転による死傷事件についての罰則整備を趣旨とする、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案」が成立し、それに伴い刑法の一部が改正されました。具体的には、刑法208条の2の危険運転致死傷罪および211条2項の自動車運転過失致死傷罪が削除されて特別法に移り、従来、208条の3に規定されていた凶器準備集合罪が208条の2に繰り上がりました。

なお、本法は本年の5月末から施行されており、次年度以降の司法試験については、改正法に基づいて出題されることとなりますので、注意してください。また、特別法に移行した自動車運転過失致死傷罪等ですが、法務省ホームページ等で明示されていないものの、法曹関係者によれば、司法試験の出題範囲に含まれるとの情報もあります。学修にあたっては、この点に留意しておいてください。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(抜粋)

(危険運転致死傷)

第二条 次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。

一 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為

二 その進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為

三 その進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させる行為

四 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

五 赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

六 通行禁止道路(道路標識若しくは道路標示により、又はその他法令の規定により自動車の通行が禁止されている道路又はその部分であって、これを通行することが人又は車に交通の危険を生じさせるものとして政令で定めるものをいう。)を進行し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

第三条 アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を負傷させた者は十二年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は十五年以下の懲役に処する。

2 自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、その病気の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた者も、前項と同様とする。

(過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱)
第四条 アルコール又は薬物の影響によりその走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転した者が、運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた場合において、その運転の時のアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる目的で、更にアルコール又は薬物を摂取すること、その場を離れて身体に保有するアルコール又は薬物の濃度を減少させることその他その影響の有無又は程度が発覚することを免れるべき行為をしたときは、十二年以下の懲役に処する。

(過失運転致死傷)
第五条 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

(無免許運転による加重)
第六条 第二条(第三号を除く。)の罪を犯した者(人を負傷させた者に限る。)が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、六月以上の有期懲役に処する。

2 第三条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は六月以上の有期懲役に処する。

3 第四条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、十五年以下の懲役に処する。

4 前条の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、十年以下の懲役に処する。

解説

● 2条6項「通行禁止道路」の例

歩行者天国や自転車専用道路、また、一方通行道路や高速道路の逆走

● 3条の趣旨

危険運転致死傷罪と同じとは言えないが危険な運転行為を重く処罰するために新設

● 3条1項「正常な運転に支障が生じるおそれがある状態」の意義

正常な運転が困難な状態にまでは至ってないが、自動車の運転に必要な注意力、判断能力、操作能力が相当程度低下して、危険である状態

● 3条2項「自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気」の例

自動車の運転に必要な能力を欠くことのおそれのある症状がある統合失調症、意識障害等の発作の再発のおそれがあるてんかん、重度の眠気の症状がある睡眠障害など

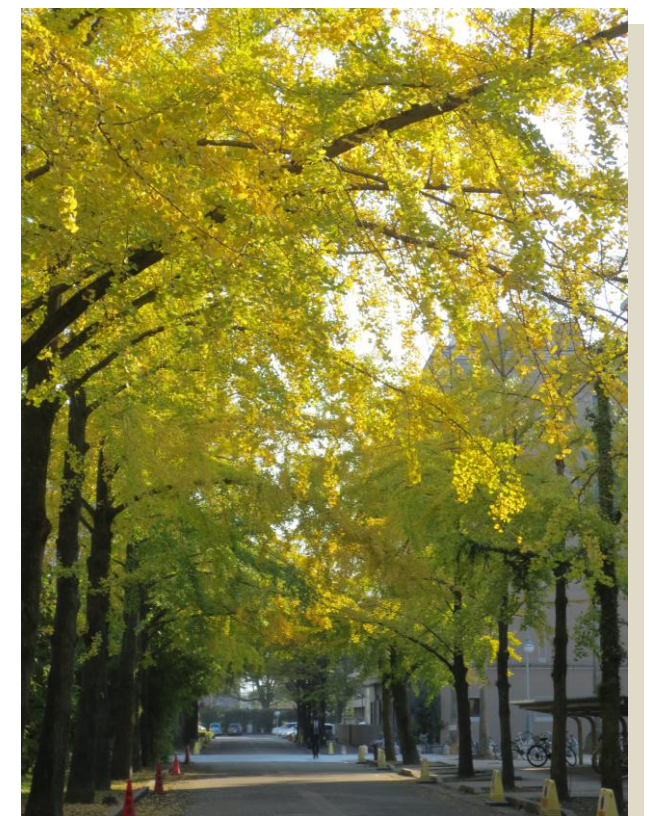
● 4条の趣旨

いわゆる逃げ得に対処するための罰則整備

● 6条の趣旨

無免許運転をして人を死傷した場合に重く処罰するための罰則整備

南 由介(刑法)



(大学構内の銀杏並木通り)

● 司法試験法の一部改正について ●

既に報道等で周知の通りですが、司法試験法の一部が改正されました。改正内容は、短答式試験の科目が、公法系科目（憲法、行政法に関する分野の科目）、民事系科目（民法、商法、民事訴訟法に関する分野の科目）、刑事系科目（刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目）から、憲法、民法、刑法の3科目となり、受験資格制限として、法科大学院修了後から5年間に3回までとされていたものが、法科大学院修了後5年の期間内は毎回受験できるようになりました。

司法試験法（新旧対照）

改正法 （司法試験の試験科目等） 第三条 短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。 一 憲法 二 民法 三 刑法 2 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。 一 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。） 二 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） 三 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） 四 （略）	旧法 （司法試験の試験科目等） 第三条 短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。 一 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。次項において同じ。） 二 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。次項において同じ。） 三 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。次項において同じ。） 2 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。 一 公法系科目 二 民事系科目 三 刑事系科目
--	--

前者は、旧司法試験に比べ負担が重く、特に法学未修者で、基本的な法律科目の理解が不十分となっているため、後者は、終了直後の「受け控え」問題ゆえに、法改正に至りました。

なお、本法は平成26年10月1日より施行されており、平成27年司法試験から改正法により試験が実施されます（短答式試験は最終日に憲法50分、民法75分、刑法50分で行われます）。また、本改正により、3回の受験を終えていない者のほか、既に3回受験した者であっても、受験資格を得てから5年の期間内であれば、平成27年以降の受験が可能となります。

詳細は、法務省ホームページ等で確認してください。

● キャンパスライフ ●

●授業料特別免除者決定通知書および奨学金給付決定通知書授与式の開催●

授業料特別免除者決定通知書および奨学金給付決定通知書授与式が9月24日に行われました。規定に基づき、授業料特別免除者は前期の必修科目の成績上位者の中から選考され、7名の学生（1年次生3名、2年次生2名、3年次生2名）が、奨学金受給者は前年度の必修科目の成績上位者（1年次生は入学者選抜試験の成績上位者）の中から選考され、7名の学生（1年次生2名、2年次生2名、3年次生3名）が免除者・受給者となりました。



授与式では、米田憲市研究科長から一人一人に通知書が交付され、励ましのメッセージが贈られました。

改正法 （司法試験の受験資格等） 第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において受けることができる。 一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程（次項において「法科大学院課程」という。）を修了した者 その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間 二 司法試験予備試験に合格した者 その合格の発表の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間 2 前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格（同項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。以下この項において同じ。）に対応する受験期間（前項各号に定める期間をいう。）においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。	旧法 （司法試験の受験資格等） 第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において、 <u>三回の範囲内</u> で受けることができる。 一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程（次項において「法科大学院課程」という。）を修了した者 その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間 二 司法試験予備試験に合格した者 その合格の発表の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間 2 前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格（同項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。以下この項において同じ。）に対応する受験期間（前項各号に定める期間をいう。 <u>以下この項において同じ。</u> ）においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。 <u>前項の規定により最後に司法試験を受けた日後の最初の四月一日から二年を経過するまでの期間については、その受験に係る受験資格に対応する受験期間が経過した後であつても、同様とする。</u>
---	---